

10月から「認定こども園」

幼保一元化へ機能併設

06.2.27
読ま

法案全容 8時間預かり ■共働き以外もOK

幼稚園と保育所の一元化に向けて、両方の機能を併せ持つ新施設「認定こども園」を整備するための法案の全容が26日、明らかになった。新施設は認定されれば、幼稚園でも子供を預かる時間を、現行の4時間から8時間まで延長できるようにする一方、主に共働き世帯の子供が入所対象となつていて、保育所をだれでも利用可能にするなどの特長がある。政府は法案を今国会に提出し、10月から新施設をスタートさせる考えだ。

法案の名称は、「就学前の子どもに関する教育、保育」の子どもに関する教育、保育

育等の総合的な提供の推進に関する法案」。政府は10月の時点で、全国約1000施設の新設を見込んでおり、財政支援などで新施設づくりを促進する。新施設が増えれば、待機児童の解消や、地域での子育て支援につながることも期待されている。

現在、0～5歳児のための保育所(約2万2600施設)は厚生労働省所管で、保育時間は8時間が標準。入所条件は主にフルタイムの共働き世帯などに限られ、専業主婦の家庭などに

(約1万3900施設)は文部科学省所管で、子供を預かる時間は原則4時間と短い。

法案では、「認定こども園」の認定は都道府県が行うとしている。新施設の形態としては、①既存の幼稚園や保育所を新施設に認定する②民間の無認可保育所を認定する——などのケースを想定している。財政支援策としては、施設整備費や運営費の助成枠を拡大したり、私立保育所が保護者から徴収する施設利用料を独自に設定できるようにするなどの特例措置を盛り込んでいる。

姫路市が幼稚園再編延期

年度内策定予定、最大で2年

市立幼稚園の統廃合や2年度中に策定する予定だった姫路市は14日、最大で2年間延期することを明らかにした。幼稚園と保育園を組み合わせた「総合施設」の設置基準の詳細が国から示されていないため、市教委は「検討の時間を設けて計画の充実に図りたい」として延期している。

市教委は、昨年2月に学識経験者らと行う検討会議に実施方針を諮問。同10月に総合施設設置や統廃合推進の必要性を強調した答申を受け、今年度中に計画をまとめる予定だったが、ところが、国が今年度中に明らかにする予定だった設置基準が10月にずれ込む見通しとなり、市は「国との間で方針にずれが生じる可能性があり、計画をひかえなければならない」として延期している。

市教委は、3月に合併する4町の幼稚園も実施計画に盛り込む方針で「早ければ2007年度末まで」策定したいとしている。

幼保一元化 「認定こども園」新設 10月実施目指す

文科、厚生労働省 来月法案提出

幼稚園と保育所を一元化する総合施設の検討を進めてきた文部科学、厚生労働の両省は31日、新たな施設を「認定こども園」として、都道府県が認定し、親の就労状況にかかわらずゼロ歳から就学前までの子どもすべてを対象とする新制度を設けることを決めた。三月中にも法案を国会提出し、10月からの実施を目指す。

法案の概要によると、①教育と保育を一体的に提供の子育て相談や親子の集いの場を提供するなど地域の子育て支援の実施を旨とする。

認定こども園の設置者が学校法人や社会福祉法人のいずれでも経常費や施設整備費を助成する。具体的にはこれまでは原則園児数六十人以上の施設が対象の保育所運営費負担金の政令を改正し、十人の小規模保育所を既存の幼稚園に加えた場合でも施設全体で六十人以上なら補助対象とする。

総合施設は少子化の進行や働く親の増加などを背景に検討が始まり、二〇〇五年度、全国三十五カ所でモデル事業を実施している。

認定こども園の設置者が学校法人や社会福祉法人のいずれでも経常費や施設整備費を助成する。具体的にはこれまでは